

生徒による政治的活動等についての規定

- 1 政治的活動については、公職選挙法等に違反することがないようにすること。
- 2 学校の構内において、政治的活動は禁止する。ただし、届け出により学校教育上の支障がなく、校長が許可した場合は認める。
- 3 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の政治的活動等は、家庭の理解の下、当該生徒が判断し行うものとする。ただし、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものへの参加等を認知した場合には、警察へ相談・通報するなど、生徒指導上の問題行動として必要な指導を行うことがある。